

地区計画の区域内における行為の届出について



■届出が必要な行為

届出が必要な行為	地区名	
	新堀地区	武井西工業団地区
建築物等の建築又は意匠の変更 ※桐生市景観条例に基づく届出対象外のもの		○
屋外広告物の設置 ※桐生市屋外広告物条例に基づく許可対象外のもの		○
かき又はさくの設置 ※桐生市景観条例に基づく届出対象外のもの	○	○
建築物の用途の変更 ※用途制限に不適合となる場合	○	○

■必要書類

- (1) 地区計画の区域内における行為の届出書（正・副各1部）
- (2) 委任状（代理人が届出を行う場合）
- (3) 添付図書

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000 以上	行為を行う土地の区域と周辺との位置関係を表示
配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置の表示
立面図	1/50 以上	各面のもの・色彩を着色により表示し、マンセル値記入
平面図	1/50 以上	各階のもの

※その他、参考となるべき事項を記載した図書を添付して下さい。

■提出期限

行為着手の30日前まで

■届出内容に変更が生じた場合

地区計画の区域内における行為の変更届出書及び変更内容に関する図書を添付して、変更箇所に着手する30日前までに提出して下さい。

■届出・問合せ先

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 都市整備部 都市計画課 計画係

TEL : 0277-46-1111（内線744、754）

■届出から工事着手までの流れ

